

ほっかいどうなかさつないこうとうようごがっこうまくべつぶんこう
北海道中札内高等養護学校幕別分校アルバイト規定
ほっかいどうなかさつないこうとうようごがっこうまくべつぶんこうこうちょうけつてい
(平成 25 年 2 月 北海道中札内高等養護学校幕別分校校長決定)

もくてき
(目的)

第1条 北海道中札内高等養護学校幕別分校アルバイト規定(以下、「規定」という。)は本校の学校教育目標に基づき、本校生徒の将来の自立と社会参加に向けて、その力を培うための就労体験としてのアルバイトの一定の基準を定めたものである。

きじゆん
(基準)

第2条 アルバイトを希望する生徒は次に挙げる基準を遵守できる場合のみ、アルバイトの許可が認められるものとする。

- (1) 将来の進路に結びつき、働く力を培う職種等であること。
- (2) 高校生に相応しい内容と時間であることとし、午後10時以降のアルバイトについては、許可しない。また、スナック等、風俗営業のような酒類を販売する場所は、許可しない。居酒屋のランチタイム等のアルバイトの場合は、生徒指導部で審議を行い、職員全体に周知する。
- (3) 仕事の内容、時間、報酬等については、保護者の責任の下、保護者と企業が話し合って決めること。
- (4) 学業には支障がないこと。
- (5) 生活態度が良好であること。

きょか
(許可)

第3条 アルバイトを希望する場合は、面接を受ける前に事前に「アルバイト願い(様式1)」を担任に提出する。

- 2 生活態度や授業態度、アルバイト先について担任と生徒指導部で検討し、アルバイトができる状態であると判断した場合は「依頼文」を渡す。
- 3 面接を受けて採用となった場合は「アルバイト許可願い」(様式2)を学校に提出する。
- 4 校長は、アルバイトを許可した生徒に対し、「アルバイト許可証」(様式3)を発行する。

きよか とりけし
(許可の取消)

第4条 規定及び生活のしおりに反すること、もしくは、高校生として相応しく
ない行為等があったと学校が判断した場合は、保護者と話し合いアルバ
イトの許可を取り消す場合がある。

た
(その他)

第5条 報酬の使い方については、保護者の責任の下、無駄な使い方をしない
ようにすること。

- 2 アルバイト終了後は必ず、校長と担任に報告すること。
- 3 現場実習・デュアル実習・前提実習先でのアルバイトについては、
原則認められない。(現場実習・デュアル実習・前提実習先でアルバイ
トの希望があった場合は、生徒指導部と進路指導部で協議をする。)
- 4 現場実習中(前提実習中を含む)のアルバイトは原則認められない。
- 5 デュアル実習の前日、当日も認められない。

ふそく
<附則>

- 1 この規定は、平成25年4月16日から施行する。
- 2 規定に関わる諸業務は、生徒指導・保健体育部が担う。
- 3 規定以外のことが発生した場合は、その都度生徒指導・保健体育部及び関係
部署とで検討し、校長の決裁を受ける。
- 4 規定の改定については、生徒指導・保健体育部で検討し、校長の決裁を受
ける。
- 5 この規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 6 この規定は、平成27年5月25日から施行する。
- 7 この規定は、平成27年12月15日から施行する。
- 8 この規定は、令和6年4月5日から施行する。